

9月議会 文教委員会①

市教委の閉鎖的体質は異常だ 会議は公開し、シナリオ改善を

①教育委員長は地方教育行政法の12条で委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表するとある。委員長に聞くが、教育委員会は合議制の執行機関として、二人以上のものが集まって協議し、会議するのが教育委員会だと思っが見解は。

②地方教育行政法で教育委員会の会議は委員長が召集するが、持ち回りのものは委員会なのか。委員会なら会議規則に則って処理すべきではないかと思うがどうか。またこの法律や本市の会議規則には持ち回りの規定は何もないと思うがどうか。



③議事は過半数で決するが、持ち回りだと委員は定足数の確認や、賛否のどちらが多いかわからない。もし持ち回りで反対が多数だったらどうなるのか考えたことがあるのか。持ち回りについて「全会一致が予想されるものに限って」と答弁したが、これは会議規則のどこに規定されているのか。またこの最終判断は誰がするのか。

④会議については根拠法の13条に、「委員長及び過半数が出席しなければ会議を開き、議決することはできない」とあるだけだ。だから持ち回りを規則などで決めること自体ができないと私は思うが、委員長の見解はどうか。

⑤百歩譲って、「法の範囲内」だったとしても、より適正に、より法の趣旨にそった運営をするのが当然ではないか。文科省も、大阪府教委も聞いたことがない持ち回りを今後も続けるのか。私はすっきりやめるべきだと思うがどうか。そして会議規則を改正し教育長に委任して、後で委員会を開いて承認するようにしたらどうか。



⑥市議会の流れなどを考えて定例会を予定し、臨時会など極力なくすべきだと思うがどうか。

⑦会議録などの文書管理がずさんで、情報ルームでも綴じられていないものが幾つもあり改善すべきだ。またこれまでの持ち回りの分や協議会についても会議録を作るべきではないか。会議内容についても他市に比べ非公開が多い。せめて予算は公開、人事についても公開を進めるべきだ。

⑧たまたま入手した教育委員会のシナリオには委員の質問、部長の答弁まで載せている。自由で活発な委員会にするためには必要最小限の次第書きにとどめるべきではないか。